

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																																		
中央スポーツ医療専門学校	昭和62年3月31日	田村 浩之	〒 371-0843 (住所) 群馬県前橋市新前橋町21-16 (電話) 027-253-1205																																		
設置者名	設立認可年月日		所在地																																		
学校法人国際中央学園	昭和62年3月31日	中島 利郎	〒 371-0843 (住所) 群馬県前橋市新前橋町21-16 (電話) 027-253-1205																																		
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																																
医療	医療専門課程	スポーツ柔整学科	平成16年度	-	令和3年度																																
学科の目的	学校教育法及び柔道整復師法に基づき、柔道整復師として必要な専門知識、技術等を修得させることにより、優秀なる柔道整復師を養成することを目的とする																																				
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	教育内容:柔道整復師として活躍していくために必要な知識と技術を身につける 取得可能資格:柔道整復師国家試験 中退率:1年次から2名の退学、2・3年次は退学者なしで、学校全体としては2.9%であった																																				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																														
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入	- 単位時間	- 単位時間	- 単位時間	- 単位時間	- 単位時間																														
			101 単位	77 単位	3 単位	4 単位	0 単位																														
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)																																		
90 人	71 人	0 人	0 %																																		
就職等の状況	■卒業者数(C) :	29 人																																			
	■就職希望者数(D) :	29 人																																			
	■就職者数(E) :	29 人																																			
	■地元就職者数(F) :	22 人																																			
	■就職率(E/D) :	100 %																																			
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) :	76 %																																			
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C) :	100 %																																			
	■進学者数 :	0 人																																			
	■その他																																				
(令和6年度卒業者に関する令和7年5月1日時点の情報)																																					
■主な就職先、業界等 (令和6年度卒業生) 接骨院、整骨院、病院、整形外科、介護施設、スポーツトレーナー等																																					
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載																																				
	評価団体 :	受審年月 :	評価結果を掲載したホームページURL																																		
当該学科のホームページURL	https://www.chuo.ac.jp/csm																																				
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A : 単位時間による算定)																																				
	総授業時数			- 単位時間																																	
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数			- 単位時間																																	
	うち企業等と連携した演習の授業時数			- 単位時間																																	
	うち必修授業時数			- 単位時間																																	
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数			- 単位時間																																	
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数			- 単位時間																																	
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)			- 単位時間																																	
	(B : 単位数による算定)																																				
	総授業時数			101 単位																																	
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数			2 単位																																		
うち企業等と連携した演習の授業時数			0 单位																																		
うち必修授業時数			2 単位																																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数			2 单位																																		
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数			0 单位																																		
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)			0 单位																																		
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>6 人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td> </tr> <tr> <td colspan="3">3 人</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> </table>							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	5 人	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1 人	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計		6 人	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数			3 人								
	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	5 人																																		
	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1 人																																		
	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																																		
	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人																																		
	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																																		
	計		6 人																																		
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数																																				
	3 人																																				

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

実際の現場での学びを通して、養成施設での学習のみでは修得しえない医療者としての態度を修得し、患者などの利用者を正しく理解して、柔道整復術に対するニーズを把握するとともに、柔道整復師がどうあるべきかを考察する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、校長・副校長を中心として行う教務内での会議の上位に位置付けしており、教育課程編成委員会より出された意見について教務内での会議にて具現化を図り、次年度の教育課程の編成に反映させている。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年7月25日

名 前	所 属	任 期	種 別
牛込 信喜	群馬県柔道整復師会常任理事 牛込接骨院院長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	①
山口 勇樹	かえで接骨院院長 同窓会副会長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	③
松井 裕之	高等学校教諭	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
田村 浩之	中央スポーツ医療専門学校 校長	令和7年4月1日～令和8年3月31日	—
柳田 祐大	中央スポーツ医療専門学校 副校長	令和7年4月1日～令和8年3月31日	—
岡田 郁子	中央スポーツ医療専門学校 教員	令和7年4月1日～令和8年3月31日	—
永井 よりか	中央スポーツ医療専門学校 教員	令和7年4月1日～令和8年3月31日	—
大串 紫紀穂	中央スポーツ医療専門学校 教員	令和7年4月1日～令和8年3月31日	—
平井 亮輔	中央スポーツ医療専門学校 教員	令和7年4月1日～令和8年3月31日	—
北澤 和貴	中央スポーツ医療専門学校 教員	令和7年4月1日～令和8年3月31日	—
前川 和人	中央スポーツ医療専門学校 教員	令和7年4月1日～令和8年3月31日	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「ー」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、

地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(6月、12月)

(開催日時(実績))

第1回 令和7年6月19日 14:30～15:30

第2回 令和7年12月11日 14:30～15:30 開催予定

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程編成委員会については、主に国家試験に関する話を中心に議論を行った。具体的には、個々の模擬試験における得点推移の状況や学校が取り組んでいる対策について報告を行い、改善点やアドバイスなどをいただいた。特に昨年度においてはクラスの中で得点力が高い学生をチーフターに任命し、全体の底上げを図れるように仕掛けを行った。委員の先生からはクラス内だけでなく、学年を超えた繋がりなどを強化していく事が効果的ではないかという意見もいただいたので、今後取り組んでいきたい。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係											
(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針 病院・施設等の要請を十分に理解し、多様な現場における柔道整復師の働き方や必要とされる技術を学びながら、医療人としての行動や考え方、症例への対処方法を担当指導者の指導のもとで実習する。											
(2) 実習・演習等における企業等との連携内容 ※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記 医療人としての態度・付帯業務・診察や施術の介助などについてあらかじめ評価内容を用意し、中間および最終評価をしていただく。評価項目はそれぞれ5段階に分けられ、資質面・知識面・技能面についてコメントを頂き学内での指導・教育に反映させる。											
(3) 具体的な連携の例 ※科目数については代表的な5科目について記載。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目 名</th><th>科 目 概 要</th><th>連 携 企 業 等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨床実習Ⅰ</td><td>主に見学型の実習とし、これまで授業で学習してきた内容をもとに、実際の現場での治療の様子や患者さん対応を学ぶ。</td><td>医療法人恒和会関口病院、東の森接骨院、ハート接骨院、疋田整骨院、前川接骨院、ひきの接骨院・鍼灸院、ただき接骨院、てしがわら接骨院、千歳整骨院</td></tr> <tr> <td>臨床実習Ⅱ</td><td>見学及び参加型の実習とし、これまで授業で学習してきた症例の理解を深めるため、実際の症状や治療法を把握し実践に必要な知識や技術を修得する。</td><td>東の森接骨院、ハート接骨院、疋田整骨院、ひきの接骨院・鍼灸院、ただき接骨院、てしがわら接骨院、前川接骨院、千歳整骨院、株式会社エムダブルエス日高</td></tr> </tbody> </table>			科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等	臨床実習Ⅰ	主に見学型の実習とし、これまで授業で学習してきた内容をもとに、実際の現場での治療の様子や患者さん対応を学ぶ。	医療法人恒和会関口病院、東の森接骨院、ハート接骨院、疋田整骨院、前川接骨院、ひきの接骨院・鍼灸院、ただき接骨院、てしがわら接骨院、千歳整骨院	臨床実習Ⅱ	見学及び参加型の実習とし、これまで授業で学習してきた症例の理解を深めるため、実際の症状や治療法を把握し実践に必要な知識や技術を修得する。	東の森接骨院、ハート接骨院、疋田整骨院、ひきの接骨院・鍼灸院、ただき接骨院、てしがわら接骨院、前川接骨院、千歳整骨院、株式会社エムダブルエス日高
科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等									
臨床実習Ⅰ	主に見学型の実習とし、これまで授業で学習してきた内容をもとに、実際の現場での治療の様子や患者さん対応を学ぶ。	医療法人恒和会関口病院、東の森接骨院、ハート接骨院、疋田整骨院、前川接骨院、ひきの接骨院・鍼灸院、ただき接骨院、てしがわら接骨院、千歳整骨院									
臨床実習Ⅱ	見学及び参加型の実習とし、これまで授業で学習してきた症例の理解を深めるため、実際の症状や治療法を把握し実践に必要な知識や技術を修得する。	東の森接骨院、ハート接骨院、疋田整骨院、ひきの接骨院・鍼灸院、ただき接骨院、てしがわら接骨院、前川接骨院、千歳整骨院、株式会社エムダブルエス日高									
3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係											
(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記 実務に関する知識・技術・技能の向上と指導力の向上を目指した研修を実施する。また、教育研修規程に基づき、階層別研修や職場内教育(OJT)による組織的な人材育成の取組みを支援するとともに、教員の学ぶ意欲や向上心を喚起する魅力ある研修を実施し、職員の自己啓発意欲を高める。また、学外研修へも、知識・向上心向上のため積極的に参加することを推奨している。											
(2) 研修等の実績											
① 専攻分野における実務に関する研修等											
研修名:	「第33回 日本柔道整復接骨医学会学術大会」	連携企業等: 日本柔道整復接骨医学会									
期間:	令和6年11月30日(土)～12月1日(日)	対象: 専任教員1名									
内容	柔道整復術に関する学術発表										
② 指導力の修得・向上のための研修等											
研修名:	「職業特性を考慮した非認知能力の育成・評価」	連携企業等: 福岡大学									
期間:	令和6年8月9日(金)	対象: 専任教員3名									
内容	カリキュラムの改善及び教育力の向上に資する										
(3) 研修等の計画											
① 専攻分野における実務に関する研修等											
研修名:	「第34回 日本柔道整復接骨医学会学術大会」	連携企業等: 日本柔道整復接骨医学会									
期間:	令和7年12月6日(土)・7日(日)	対象: 専任教員2名									
内容	柔道整復術に関する学術発表										
② 指導力の修得・向上のための研修等											
研修名:	「第67回 教員研修会」	連携企業等: 全国柔道整復学校協会									
期間:	令和7年9月27日(土)～28日(日)	対象: 専任教員2名									
内容	柔道整復専科教員の資質向上のための研究発表や講習会受講										

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

専修学校における学校評価ガイドラインに沿っておこなうことを基本とし、自己評価の評価結果について、学校外の関係者による評価を行い、客観性や透明性を高める。学校関係者評価委員会として卒業生や地域住民、高等学校教諭、専攻分野の関係団体の関係者等で学校関係者評価委員会を設置し、当該専攻分野における関係団体においては、実務に関する知見を生かして、教育目標や教育環境等について評価し、その評価結果を次年度の教育活動の改善の参考とし学校全体の専門性や指導力向上を図る。また、学校関係者への理解促進や連携協力により学校評価による改善策などを通じ、学校運営の改善の参考とする。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	①理念・目的・育成人材像は定められているか ②学校における職業教育の特色は何か ③社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか ④理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが生徒・保護者等に周知されているか ⑤各学科の教育目標・育成人材像は学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか
(2)学校運営	①目的等に沿った運営方針が策定されているか ②事業計画に沿った運営方針が策定されているか ③運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか ④人事・給与に関する制度は整備されているか ⑤教務・財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか ⑥業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか ⑦教育活動に関する情報公開が適切になされているか ⑧情報システム化等による業務の効率化が図られているか
(3)教育活動	①教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか ②教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか ③キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか ④関連分野の企業・関係施設等、業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか ⑤関連分野における実践的な職業教育(産学連携によるインターンシップ、実技・実習等)が体系的に位置づけられているか ⑥授業評価の実施・評価体制はあるか ⑦職業に関する外部関係者からの評価を取り入れているか ⑧成績評価・単位認定の基準は明確になっているか ⑨資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか ⑩人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか ⑪関連分野における業界等との連携において優れた教員(本務・兼務含め)の提供先を確保するなどマネジメントが行われているか ⑫関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のための取組が行われているか ⑬職員の能力開発のための研修等が行われているか
(4)学修成果	①就職率の向上が図られているか ②資格取得率の向上が図られているか ③退学率の低減が図られているか ④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか ⑤卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか
(5)学生支援	①進路・就職に関する支援体制は整備されているか ②学生相談に関する体制は整備されているか ③学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか ④学生の健康管理を担う組織体制はあるか ⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか ⑥学生の生活環境への支援は行われているか ⑦保護者と適切に連携しているか ⑧卒業生への支援体制はあるか ⑨社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか ⑩高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか
(6)教育環境	①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか ②学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか ③防災に対する体制は整備されているか
(7)学生の受け入れ募集	①学生募集活動は、適正に行われているか ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか ③学納金は妥当なものとなっているか
(8)財務	①中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか ③財務について会計監査が適正に行われているか ④財務情報公開の体制整備はできているか
(9)法令等の遵守	①法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか ②個人情報に關し、その保護のための対策がとられているか ③自己評価の実施と問題点の改善に務めているか ④自己評価結果を公開しているか
(10)社会貢献・地域貢献	①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか ②生徒のボランティア活動を奨励、支援しているか ③地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等を含む)の受託等を積極的に実施しているか
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

教育目標、学期・学年ごとの到達目標を設定しているが、学生に周知されていない。国家試験や資格検定試験の合格率、学外実習での学生評価、就職試験の合格率などの定量的な目標も明確に示し、「学生生活の手引き」に掲載し学生に周知すべきであるという意見があり、学校内で検討していくこととなった。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任 期	種 別
牛込 信喜	群馬県柔道整復師会常任理事 牛込接骨院院長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
山口 勇樹	同窓会副会長 かえで接骨院院長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	卒業生
松井 裕之	高等学校教諭	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	高等学校関係者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他()

URL: <https://www.chuo.ac.jp/csm>

公表時期: 令和7年7月25日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を探していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき、学校関係者として、卒業生、高等学校関係者とともに柔道整復師会から委員が参画した学校関係者評価委員会を設置して評価を実施し、学校が行った自己評価の客観性・透明性を高めていくとともに、それぞれの立場、視点から意見を出し合い、評価結果を教育活動その他の学校運営の改善などに活かす。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校の沿革・施設概要・教育方針・所在地・連絡先
(2)各学科等の教育	目指す資格・検定・カリキュラム・講義概要・時間割・年間スケジュール
(3)教職員	職員組織・講師一覧
(4)キャリア教育・実践的職業教育	臨床実習等の取り組み状況・就職支援への取り組み状況
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事・各種イベント
(6)学生の生活支援	スクールカウンセラー・サポートプログラム
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金・奨学金・学費免除
(8)学校の財務	貸借対照表・收支報告書
(9)学校評価	自己点検評価表・学校関係者評価報告書
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他(パンフレット・募集要項)

URL: <https://www.chuo.ac.jp/csm>

公表時期: 令和7年7月25日

授業科目等の概要

	分類	必選 修	自由選択	授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業単位数	授業方法			場所	教員	企業等との連携
								講義	演習	実験・実習・実技			
1	○			保健体育	スポーツトレーナーや運動指導者としての身体やトレーニングコンディショニング調整の基礎知識を高め、その知識を元に自ら実技を行う。またパートナーに対してこの技術を応用することで強弱や角度を知ることで、トレーニングやストレッチなどの効果を知ることが出来る。	1後	30	2	○	○	○	○	
2	○			経営経済学	経済の基本的な知識を習得し、問題演習を通して、「経済記事の読み方検定3級」の合格を目指す。社会人として一般に必要とされる事柄を学ぶとともに、柔道整復師として必要な一般知識、マナーを身に付ける。	1通	60	4	○		○	○	
3	○			生物	生命活動は、生体内で進行する化学反応の連続した状態である。物理的・化学的基本知識を基にして、生命活動の仕組みが、これら自然の法則に従って営まれていることを把握する。	1通	60	4	○		○	○	
4	○			英語	国際化に対応した人材を育成するため、日常生活や医療現場で使われる機能的動作の表現などの基礎的な英語を理解し、習得する。	1通	60	4	○		○	○	
5	○			解剖学Ⅰ	解剖学とは、人体の形態・構造を研究する学問であり医学・医療を学ぶ上で重要な基礎医学の一つです。解剖学は肉眼による観察を主とする肉眼解剖学と、顕微鏡を用いて組織の微細構造を観察する組織学に大別されます。解剖学Ⅰでは、人体構造を肉眼から顕微鏡レベルまで学びます。	1前	60	2	○		○	○	
6	○			解剖学Ⅱ	医学・医療を学ぶ上で解剖学は、人体の形態・構造を学ぶ重要な基礎医学である。解剖学Ⅱでは、脈管系・内臓系を中心講義を行う。	1後	60	2	○		○	○	
7	○			生理学Ⅰ	生理学Ⅰでは、細胞の構造と機能、恒常性、体液などの生理学の基礎からはじまり、筋の生理、神経の生理、運動の生理、感覚の生理までを講義します。	1前	60	2	○		○	○	
8	○			生理学Ⅱ	生理学Ⅱでは、内分泌、生殖、血液と免疫、骨の整理、循環、呼吸までを講義します。	1後	60	2	○		○	○	
9	○			運動学	異常な状態が分かるためには、正常な状態を知らなければならない。人間は重力に逆らって運動する。力学、解剖学、生理学等と身体運動との関係を理解し、人間の身体運動を成立させている機構の基礎を学ぶ。	1前	30	1	○		○	○	
10	○			柔道Ⅰ	柔道の特性をふまえ、柔道整復師としての基本的な柔道の心・技・体について理解を深め、医療人としての心の教育をする。特に礼法・受身の修得に重点を置き、柔道の基本動作を学び昇級を目指す。	1前	30	1	○		○	○	
11	○			基礎柔道整復学Ⅰ	柔道整復学の基礎知識、骨組織の損傷を理解する	1通	60	2	○		○	○	
12	○			基礎柔道整復学Ⅱ	関節の構造、関節損傷について理解する	1通	60	2	○		○	○	
13	○			基礎柔道整復学Ⅲ	異常な状態が分かるためには、正常な状態を知らなければならない。人間は重力に逆らって運動する。力学、解剖学、生理学等と身体運動との関係を理解し、人間の身体運動を成立させている機構の基礎を学ぶ。	1後	30	1	○		○	○	
14	○			基礎柔道整復学Ⅳ	柔道整復術において重要な損傷の見分け方（診療）に始まり、治療における固定法・後療法、社会生活へ復帰した際の指導管理までを行う上で必要な知識を習得する。	1通	60	2	○		○	○	
15	○			基礎柔道整復学Ⅴ	柔道整復の基礎知識、六大関節の構造と機能を習得する	1通	60	2	○		○	○	
16	○			柔道整復実技Ⅰ	テーピングの基礎知識と固定法について学び、形態学的特徴点が分かり触れられる	1通	60	2		○	○	○	
17	○			柔道整復実技Ⅱ	本授業は包帯法の基本技術の修得を目標とし、柔道整復師が施行する固定法を学習します。包帯を中心に包帯や固定材料の種類、使用の目的、包帯の巻き方を学習し、体の各部位を固定する技術を修得します。	1通	60	2		○	○	○	
18	○			臨床実習Ⅰ	臨床実習の意義を共有し、臨床の現場で必要となる知識や技術を身につける。また、学校の講義だけでは習得しえない、現場での業務や患者対応を学ぶ	1後	45	1		○	○	○	
19	○			キャリアデザインゼミ	自分のキャリアの在り方を考え、社会人として必要なコミュニケーション能力、仕事に取り組む姿勢や仕事の進め方を学ぶ	1前	15	1	○	○	○	○	
20	○			解剖学Ⅲ	解剖学は、人体の形態・構造を研究する学問です。医学・医療を学ぶ上で重要な基礎医学の一つです。解剖学Ⅲでは、腎臓の構造と機能、男性および女性生殖器の構造と機能、受精の仕組み、内分泌系の構造と機能、神経系および脳の構造と機能、感覚器の構造について講義します。	2通	60	2	○		○	○	
21	○			生理学Ⅲ	生理学Ⅲでは、細胞の構造と機能、恒常性、体液などの生理学の基礎からはじまり、筋の整理、神経の生理、運動の生理、感覚の生理までを講義します。	2通	60	2	○		○	○	
22	○			病理学概論	病理学の理解を深め、柔道整復師として必要な知識を得る	2通	60	2	○		○	○	
23	○			一般臨床医学Ⅰ	内科・外科学の立場から、様々な疾患の病態・診断・治療を学習する基礎となる基本的な知識を身につける。臨床医学入門と内科診断学、外科学総論が中心となる。	2後	30	1	○		○	○	
24	○			外科学概論	外科学の基礎的知識を学ぶ。特に痴呆の病態生理、その徵候をとらえる技術、臨床医学全体に必要な科学的な考え方を中心に具体的に述べる。	2通	60	2	○		○	○	
25	○			整形外科学	運動器疾患、整形外科学の理解を深める 柔道整復師として必要な整形外科の知識を得る	2通	60	2	○		○	○	
26	○			衛生学	人の健康に関係する専門家として衛生学の基本的哲学と知識を身につけ、社会に溶け込み、人々の生活に密着する中で、健康問題の解決をはかっていく。	2前	30	1	○		○	○	
27	○			公衆衛生学	衛生行政活動など、具体例を挙げ、より身近に感じてもらうために、習熟度を高める内容。	2後	30	1	○		○	○	
28	○			柔道Ⅱ	柔道の技術追求ではなく、柔道そのものの良さを味あわせ、生活においても実践させるような態度を養うことを目指す。	2前	30	1	○		○	○	
29	○			臨床柔道整復学Ⅰ	骨折、脱臼、捻挫、打撲の整復法、固定法、後療法等、柔道整復術の実戦での治療法を習得する。	2通	60	2	○		○	○	
30	○			臨床柔道整復学Ⅱ	上肢の損傷（鎖骨、肩甲骨、肩関節、上腕、前腕部の骨折、脱臼、軟部組織損傷）について理解する	2通	60	2	○		○	○	
31	○			臨床柔道整復学Ⅲ	臨床の場において遭遇する機会の多い前腕部の損傷について、概要・治療法・臨床上の注意点を習得する	2通	60	2	○		○	○	
32	○			臨床柔道整復学Ⅳ	下肢の損傷（骨盤、大腿部、膝関節部の骨折・脱臼・軟部組織損傷）を理解する	2通	60	2	○		○	○	

授業科目等の概要

必修	選択必修	自由選択	授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業単位数	授業方法	場所	教員	企業等との連携	
							講義	演習	実習・実技		
33	○		臨床柔道整復学Ⅴ	下肢の損傷（膝蓋骨、下腿部、足関節部、足趾部の骨折・脱臼・軟部組織損傷）を学習します	2 通	60	2	○		○ ○ ○ ○ ○ ○	
34	○		柔道整復実技Ⅲ	触診の技術を修得する。基本包帯法、冠名包帯法、部位別包帯法を修得し、自ら必要な包帯法を考えられるようになる。臨床における評価・施術の流れ、構築の仕方を学習する。	2 通	60	2		○ ○ ○ ○ ○ ○		
35	○		柔道整復実技Ⅳ	外傷の処置に必要な固定材料の作成と固定法を学習します。3年次におこなう認定実技審査の基本技術を学び、適切な包帯の選択と扱い方、症状にあった固定材料の選択と作成、固定法を学習します。また、学生同士で臨床を想定したグループワークを行い、身体を診る力と検査法・固定法を修得します。	2 通	60	2		○ ○ ○ ○ ○ ○		
36	○		外傷の保存療法・物理療法	臨床の現場での「施術」に必要とされる物理療法の知識を身につける。また、物理療法機器の特性や用途・取り扱い、柔道整復師の外傷に対する保存療法を理解し修得する。	2 前	30	2	○	○ ○ ○ ○ ○ ○		
37	○		臨床実習Ⅱ	見学及び参加型の実習とし、これまで授業で学習してきた症例の理解を深めるため、実際の症状や治療法を把握し実践に必要な知識や技術を修得する。	2 後	45	1		○ ○ ○ ○ ○ ○		
38	○		高齢者・競技者の生理学	臨床に出ると高齢者や競技者に対しての施術を行う機会が多くあります。高齢者や発達期の子供の生理学的特徴、競技者のトレーニングによる生理学的变化を知っておくことが大事です。これまでの生理学の知識を踏まえ、年齢や環境に伴う人体の変化を理解することを目的とします。	3 後	30	2	○	○ ○ ○ ○ ○ ○		
39	○		一般臨床医学Ⅱ	内科学の立場から、様々な疾患の病態・診断・治療を学習する基礎となる基本的な知識を身につける。臨床医学入門と内科診断学が中心となる。	3 通	60	2	○	○ ○ ○ ○ ○ ○		
40	○		リハビリテーション医学	リハビリテーションにおける障害の捉え方と介入に関する基礎的な学習の後、代表的な疾患について病態とともにリハビリテーション評価、治療の展開を解説する。	3 通	60	2	○	○ ○ ○ ○ ○ ○		
41	○		柔道整復術の適応	整形外科疾患を中心にその基礎知識を確認した上で、柔道整復師としての関わり方について講義する。	3 通	60	2	○	○ ○ ○ ○ ○ ○		
42	○		関係法規	国家試験の合格だけでなく、実際の実務・運営における知識を養う。	3 通	60	2	○	○ ○ ○ ○ ○ ○		
43	○		医学史	古代～現代までの医療の発展と、そこに携わってきた人々の心情や倫理観について。 柔道の歴史及び柔道整復師の誕生から現在に至るまでの道のりについて。	3 前	30	1	○	○ ○ ○ ○ ○ ○		
44	○		柔道Ⅲ	柔道整復師と柔道の関係性を再確認し、姿勢と組み方、崩しと体捌き、作りと掛け、受身についての高度な表現とその解説ができるようになる。また、各基本動作が総合され、投技を機能的に組み込み発展させていく。 併せて認定実技審査に向け、柔道実技を修得する。	3 前	30	1	○	○ ○ ○ ○ ○ ○		
45	○		職業論理と社会保障	社会保障の内容や制度について理解する。また、柔道整復師における適切な療養費の扱いについて学び、医療従事者としての職業倫理を身につける。	3 前	30	2	○	○ ○ ○ ○ ○ ○		
46	○		臨床柔道整復学Ⅵ	国家試験対策として、試験に必要な知識・技術を習得する	3 通	60	2	○	○ ○ ○ ○ ○ ○		
47	○		臨床柔道整復学Ⅶ	国家試験対策として、試験に必要な知識を習得・説明できるようになる	3 通	60	2	○	○ ○ ○ ○ ○ ○		
48	○		柔道整復術適応の臨床的判定	免許取得後に役立つように、患者さんに対して適切な判断ができるよう知識を習得する	3 通	60	2	○	○ ○ ○ ○ ○ ○		
49	○		柔道整復実技Ⅴ	必修対策・認定実技対策	3 通	60	2		○ ○ ○ ○ ○ ○		
50	○		柔道整復実技Ⅵ	認定実技審査対策として主に軟部組織損傷の理論と実技を学習します。グループワークを用いて審査を想定したシミュレーションを中心に行います。また、固定材料の扱い方と作成方法、固定法を学習し、認定実技審査に必要な知識と技術を深めることを目指します。	3 通	60	2		○ ○ ○ ○ ○ ○		
51	○		柔道整復実技Ⅶ	認定実技審査対策として主に骨折の理論と実技を学習します。グループワークを用いて審査を想定したシミュレーションを中心に行います。また、固定材料の固定具の扱い方と作成方法、固定法を学習し、臨床に必要な知識と技術を深めることを目指します。	3 通	60	2		○ ○ ○ ○ ○ ○		
52	○		柔道整復実技Ⅷ	臨床現場で多くみられる上肢の骨折・脱臼を中心とし、理論で学んだ内容を実技に取り入れながら学習し、臨床に応用できる診察・検査・鑑別診断・徒手整復・固定法の技術を身につける。認定実技審査の課題を中心に行い、理解力を深める。	3 前	30	1		○ ○ ○ ○ ○ ○		
53	○		高齢者の外傷予防技術	高齢者に対する具体的な外傷予防の手法を身につける。	3 後	30	1		○ ○ ○ ○ ○ ○		
54	○		競技者の外傷予防技術	競技者に対する具体的な外傷予防の手法を身につける。	3 前	30	1		○ ○ ○ ○ ○ ○		
55	○		臨床実習Ⅲ	臨床現場で多くみられる上肢の骨折・脱臼を中心に、理論で学んだ内容を実技に取り入れながら学習し、臨床に応用できる診察・検査・鑑別診断・徒手整復・固定法の技術を身につける。認定実技審査の課題を中心に行い、理解力を深める。	3 後	90	2		○ ○ ○ ○ ○ ○		
合計					55	科目	101単位				

卒業要件及び履修方法				授業期間等		
成績評価は各科目とも100点満点とし、いずれも60点以上をもって合格点とする。卒業の判定は教員会議において各授業科目の評価点の他に、 卒業要件：（1）認定柔道整復実技・柔道実技審査の成績、（2）柔道整復師国家試験と同様の形式による模擬試験、（3）履修態度・賞罰等 上記の内容を審議して学校長が認める。				1学年の学期区分		
履修方法：各学年の教育課程で示された科目をすべて履修する。				1学期の授業期間		

(留意事項)

- 1 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合
2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。